## 令和2年度 "ふじのくに"士民協働 施策レビュー 改善提案とりまとめシート

## 1 基本情報

政策	政策 1	改策1 命を守る安全な地域づくり					
政策の柱	1-3 安全な生活と交通の確保						
議論した施策	(4) 安全な消費生活の推進						
実施日/班名	10 月	31日(土)	第 1 班	担当部局名	くらし・環境部	県民生活課	

## 2 コーディネーター取りまとめコメント(コーディネーターが議論を総括して取りまとめ)

消費者である県民が安全な消費生活を進めることは、幸せに暮らすためには必須の条件であり、具体策として以下の取組を進めることが考えられる。

- ○若年層向けには学校を通じた印刷物の配布、高齢者向けには出前講座など、世代別の消費者教育
- ○LINEの活用や相談員の待遇改善など、相談の仕組みの検討
- ○エシカル消費とは何かを教育の視点を入れて考えていく
- ○県の役割のシフト(市町・消費者団体への情報提供やサポートに特化など)

これを推進するに当たっては、県や市町などの行政だけで実現できるわけではなく、消費者 自身が自分ごととして捉えていくことが何よりも重要である。

## 3 施策改善案(県民評価者が記載した改善提案シートの取りまとめ)

- ・ 消費生活に係る学習資料(事例集など)の作成や、出前講座の実施など、学校教育や 地域自治会と連携し、全ての県民が適切な消費行動が取れるよう、世代に即した消費 者教育を強化する必要がある。
- ・ 県の消費生活センター相談員の待遇改善や、市町の消費生活相談員への支援をすると ともに、公式LINEの運用など、多様なツールを活用して、県全体の消費相談体制 を強化する必要がある。
- ・ 国、市町、自治会、消費者団体、その他施策に関わる団体との連携・役割分担や、事業者への厳正な行政指導など、消費者を守る仕組みづくりが必要である。
- ・ 「エシカル消費」の推進は、国連が進めるSDGsの推進に寄与する取組であり、県民にとって分かりやすい表現を考えるとともに、エシカル消費の考え方の周知や消費者団体・事業者等と連携した取組を積極的に進める必要がある。
- ・ 消費者被害を未然に防ぐため、駅や県立施設などでの広報活動やLINE、SNS、ホームページ等を活用した広報・周知活動が求められる。